

# 委員からの提出意見

## 基本計画部会担当

### 第2 公的統計の整備に監視総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用

#### 【本文】

##### ア 現状・課題等

ビジネスレジスター注5は、各種統計調査のための母集団情報を提供するのみならず、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録することにより、新たな統計を作成する目的も有している。正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するためには欠かせないものである。ビジネスレジスターの主たる情報源は、経済センサスを中心とした各種統計調査結果と行政記録情報である。ビジネスレジスターが提供する母集団情報は、経済センサスの名簿情報となることから、経済センサスを適切かつ効率的に実施するため、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握し、母集団情報を経常的に整備・更新する必要がある。また、ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。

##### イ 取組の方向性

母集団情報の的確な整備のため、経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報や企業の親子関係等を的確にとらえる経済センサス-基礎調査を実施する。また、登記情報を用いた法人企業の母集団情報の整備においては、登記情報では把握できない業種名、従業者数、事業所数等の情報を往復郵便で照会すること等を通じて、母集団情報の維持・更新の精度向上を図る。さらに、行政記録情報の活用については、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届を用いたビジネスレジスターの維持・更新について検討する。一方、ビジネスレジスターと各種統計調査や行政記録情報との結合による活用に関しては、EDINET注6情報や産業財産権の企業出願人の情報等をビジネスレジスターに取り込むことについて検討する。なお、貿易に関する情報についても、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。

#### 【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
34 (P20)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。		○ 平成24年9月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行った。また、地方公共団体との検討会(2回)や経済センサス-基礎調査に関する研究会(1回)において、本調査の実施計画策定に向けた検討を行った。 ○ 上記の検討結果等を踏まえ、平成26年経済センサス-基礎調査の実施計画案を作成し、「経済センサス-基礎調査の変更」について、平成25年3月28日に統計委員会へ諮問した。	実施予定	平成26年の実施に向けて準備を進めている。	経済統計の根幹である経済センサスについて、これまで平成18年3月の「経済センサスの枠組みについて」に基づいて行ってきたわけですが、活動調査については明記されている(平成23年度の調査を初回として5年ごとに行う)ものの、基礎調査については曖昧なままです。ビジネスレジスターの整備および基本計画との関係を明確にすべきではないか。p. 2の22(2)ビジネスレジスターの構築・利活用の項目に一部記述がありますが。  経済社会の変化を的確に捉えるため、データの保全には十分に注意した上で、学界によるビジネスレジスター・マイクロデータの二次利用の可能性を検討する必要がある。

第2 公的統計の整備に監視総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

【本文】

ア 現状・課題等

経済におけるグローバル化の進展は、新興国経済の隆盛もあり、ここ数年で加速している。こうした状況の下、我が国企業の活動もグローバル化が着実に進んでいる。また、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、地域での欠かせない働き手となり、家族とともに定住する傾向が強まっているとの指摘もある。こうした動向をより正確かつ適時に把握することの重要性が高まっている。

イ 取組の方向性

グローバル化の進展に対応した統計の整備に関しては、まず、企業の貿易取引に関する行政記録情報と既存の統計調査との結合を中心とした貿易に係る情報の高度利用の可能性について検討する。その際、高度利用に当たっては、本来の行政手続の円滑な実施に大きな支障が生じないことや、個別の企業情報が識別されないこと等が担保されることが前提であることに留意する。

また、海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。

さらに、日本在住の外国人に対する各種行政サービスを適切に提供するため、適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
92 (P36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。		○ ビジネスレジスターが運用開始されたことから、事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースそれぞれの収録情報を接続することについて技術面、費用対効果、有用性等について検討を開始した。	実施可能	両データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。	グローバル化の進展に対応するため、検討結果を至急確認し、できるだけ早急に新たな統計が作成されるよう目標を定める必要がある。
93 (P36)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。		○ 2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供した。	実施予定	今後も、引き続き、提供していく予定。	2008SNAへの対応のため、至急実現する必要がある。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化

【本文】

ア 現状・課題等

統計の作成や統計調査の企画及び結果の分析には、他の行政分野にはない高度の専門性が要求される。特に、近年、加工統計の分野では、その理論と技術の発展が著しいことから、統計の品質を維持し、更に発展させるためには、日ごろから研究開発を推進することが極めて重要である。しかしながら、統計リソースには制約があり、これらの研究開発に関する知見及び体制は、総じて脆弱であることから、これらについて知見を有する学会、大学等と連携して取り組むことが重要である。

イ 取組の方向性

信頼性の高い統計を整備する観点から、有識者の知見を最大限に活用するため、各府省と学会、大学等との双方向の連携を一層強化する。

例えば、学会、大学等の協力を得て、具体的なテーマを定めた上で、情報通信技術を活用した証拠に基づく政策立案を実現するための統計の二次加工及び将来推計に関する研究開発、様々な情報源から多様な統計データを抽出する手法に関する研究開発、迅速な統計の提供に関する研究開発等を個人や企業の秘密保護及び統計調査への信頼性の確保に十分注意した上で実施する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
169 (P72)	第3 5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。		○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】 ○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成24年度は、我が国の住宅保障に関する応用統計研究、就業行動・生活行動における年齢・世代特性の実証研究等、6件の共同研究を実施。研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。【総務省】 ○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」及び「法人企業景気予測調査に関するワーキンググループ」を開催し、知見を活用している。【財務省】 ○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】 ○ 「農林業センサス研究会」を実施し2015年農林業センサスの企画・検討に、有識者の知見を活用している。【農林水産省】 ○ 「商業動態統計調査の推計方法等の改善に関する調査研究会」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。 ○ EU各国統計局やOECDからの支援を受けるプロジェクトの中の、「世界産業連関データベース」の会議開催に際し、有識者と共同論文を執筆・提出した。【以上経済産業省】	継続実施	—	経済社会の統計ニーズを常時把握するため、統計センターの拡充や学界との連携等により総務省統計局の研究能力を高める必要があるのではないか。また統計局がこうして得た知見を政策統括官(統計基準担当)と共有する仕組みも構築することが望ましいのではないかと。